

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700183号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700175号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月30日の標準賞与額を40万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月16日

A社に正社員として勤務していたが、その間に支給された賞与のうち、請求期間の賞与が年金の記録となっていない。記録を回復し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された銀行預金通帳により、A社から38万6,004円の振込があったことが確認できる。

また、複数の同僚が保管する請求期間の賞与支給明細書によると、厚生年金保険欄は空欄となっているものの、健康保険欄において健康保険料及び厚生年金保険料を合計した額が控除されたことが推認できる。

さらに、上記賞与支給明細書において、賞与支給額の10%に相当する額が健康保険欄に記載されていることから、請求者についても、同様に控除されていたものと推認できることを踏まえ、請求者から提出された銀行預金通帳に記載された振込額から判断すると、請求者は、A社から平成17年6月30日に賞与(47万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料(2万8,006円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前記銀行預金通帳及び同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、40万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月30日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社の事務担当者は、請求者に係る賞与の支払いについて、資料は何もなく不明である旨陳述していることから、請求者の請求期間における賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票により、同年の年間の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者は、当該期間に係る賞与支給明細書及び銀行預金通帳等を保管しておらず、給与及び賞与の振込先である金融機関は、預金取引明細書の保管は10年間であり、平成18年以前は保管されていない旨陳述しており、請求期間に係る賞与の振込額について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。